



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：前田 博史
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額 1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)



国民のいのちと健康を守るのは立法府の政治責任

建設アスベスト補償基金制度をめざす院内シンポジウム

3月23日、衆議院議員会館で「建設アスベスト補償基金制度をめざす院内シンポジウム」(建設アスベスト訴訟全国連絡会、首都圏建設アスベスト訴訟統一本部共催)が行なわれ、全国より原告、弁護団、支援組合ら149人が参加しました(写真)。

全国会議員を訪問

最高裁決定が続く中で、石綿被害基金制度創設の成否を左右するのは政治の力です。

野田毅、牧島かれん、斎藤健、宮下一郎(自民党)、江田康幸、太田昌孝、里見隆治(公明党)、近藤昭一、宮川伸、早稲田ゆき、篠原豪、尾辻かな子、吉田統彦、末松義規、笠浩史、小沼巧、石垣のりこ、真山勇一(立憲民主党)、玉木雄一郎(国民民主党)、笠井亮、穀田恵二、畑野君枝、宮本徹、山添拓(日本共産党)、福島みずほ(社民党)、平山佐知子(無所属)の26人の国会議員が駆けつけ(他23人の代理参加)、基金制度への理解、賛同の挨拶が相次ぎました。与党建設アスベスト対策プロジェクトチーム座長の野田議員からは「できるだけ早く全面解決に向け頑張る」と力のこもった挨拶もあり、参加者からは大きな拍手が起きました。

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部事務局は、4日間(2/24・26、3/10・12)で衆・参全国会議員(710人)を訪問しシンポジウムの案内チラシを配布、未賛同議員に対しては、賛同署名も手渡すなど事前準備を行いました。また、マスコミも9社が訪れ、社会的に大きな注目を集めていることがうかがわれます。

政策形成訴訟・民法学・環境学の立場から

シンポジウムのはじめに、鈴木剛東京弁護士団副団長が『建設工事従事者に対する石綿被害補償基金制度』の説明を行ないました。全国1000人超が訴えた集団訴訟のうち先行する裁判で最高裁は国と建材メーカーの責任を認めたことから、「長期間の裁判によらない救済制度が必要だ」と指摘。死亡した被



害者も多く、政治責任による早期創設を求めました。

シンポジストの淡路剛久氏(弁護士・日本環境会議名誉理事長)からは「政策形成訴訟の歴史・到達点をふまえた考察」というテーマで、この訴訟自体が政策形成訴訟という意味を持っているということ、患者・弁護団・政治家、みんなが協力して解決する、社会的使命を持った訴訟だと報告されました。

渡邊知行氏(成蹊大学経済学部教授)は、民法学の立場から「基金制度について」というテーマの中で、建材メーカーが作業員に健康被害を与えた程度に応じ資金を拠出し、安全対策を怠った国も十分な補償のため相当の負担が求められると述べました。

関礼子氏(立教大学社会学部教授)は「環境社会学の立場から企業責任のあり方を問う」というテーマで、被害者を選別・排除せず、被害者の合意が可能で、将来の被害を見据えた基金の仕組みを」と強調。それぞれの講演の中で、どのような補償基金制

(2面につづく)

〈今月号の記事〉

理事会報告	2面
ベトナム人技能実習生リンさんの刑事裁判	3面
第61回社会医学学会総会	4面
各地・各団体	5～6面
労働法制中央連絡会批判検討会／私の一冊	7面
女性による女性のための相談会	8面

度としていくかという課題はあるものの被害者救済には基金制度が必要であると結論づけました。

フロアーからは、「補償基金制度創設に向けた運動に確信が持てた」との感想や、「首相が謝罪してほしい」などの発言がありました。

“やっと、ここまで来た”

小野寺利孝東京弁護士団長は「私たちは2つの要求をしてきた。1つは、全ての原告たちの救済を求めて統一和解を実現すること、もう1つは、提訴以来、原告だけではなく、すべての建設従事者被害者を救済する制度を創ること。今日のシンポジウムは学術的なシンポジウムではなく、全ての建設従事者の過去・現在・未来の被害者を立法解決していく政治的なシンポジウムとして開催した。多くの政治家が、それぞれの思い・決意を語った。13年かかって、たたかいが政治を動かした。今日、それが明確に結実された」と話し、今後について「今日の到達点を踏まえて、国会議員、立法に携わる人達に我々の提言が理にかなない道理にかなない、歴史の検証に十分耐えうる、まさに国民の命と健康を守るものであり、立法府こそが政治責任を問われていることを伝えたかった。シンポジストが理論的に、法理論的な考察も踏まえて我々の政策提言に力を与えてくれた。飛躍するための大きな基礎・土台を築いた」とまとめました。

さいごに、中村隆幸首都圏建設アスベスト訴訟統一本部長（東京土建執行委員長）は、「やっと、やっと、ここまで来た。この間多くの仲間が志半ばで亡くなりました。先人の想いを私たちは引き継ぎ、補償基金制度創設、全面解決へ向けて奮闘していきます」と決意を表明し、なお一層の、支援・協力を



建設アスベスト大阪1陣訴訟の国に責任が確定したことを受け、小林高明大臣官房審議官ら3人が来阪し、原告らに謝罪（3月22日）

求め、閉会のあいさつとしました。

12月23日の田村憲久厚労大臣が謝罪と訴訟全体の解決、非原告被害者の救済策の検討を指示して以来、与党建設アスベスト対策プロジェクトチーム（PT）が立ち上げられ会議2回を開催、原告・弁護団との意見交換が行われるなど、事態は大きく進展しています。野党合同ヒアリングでは、建材企業の基金拠出額の資料となる企業ごとの石綿使用量について、厚労・経産両省が業界団体に資料提出を求めることが出席議員の強い意志として示されました。次の与党PT会合では、解決方向について検討を行うとされています。提訴以来13年を経て、建設アスベスト訴訟全体の和解と補償基金制度創設への最大の決定的な時を迎えています。

5～6月の最高裁判決までには与党PTとしての全国統一の裁判和解案、被害者救済策を示す方向で議論が加速されています。建設アスベスト訴訟全国連絡会としての賠償決定企業との交渉、国会議員要請や地元議会の意見書の集中などの社会的な世論の構築が、裁判和解や非原告被害者の救済のレベルを決めることを肝に銘じ、闘いに臨みます。

（東京土建 唐澤一喜）

第2回理事会報告

活動方針の具体化をグループ討論

4月7日、第2回理事会が開催されました。第4派の新型コロナ感染拡大が大阪をはじめ各地で広がり、兆候が出始めるもと、前回に引き続きweb併用で、会場に8人、web22人が出席しました。（欠席9人）

西澤副理事長の進行のもと、事務局より第1回理事会以降の活動経過の報告、情勢と当面する諸課題について報告・提案が行われ協議されました。

特に、第1回理事会からの課題とした、コロナ禍のもとでの2021年度活動の具体化と体制について、田村理事長代行より提案があり、提案後4つのグループに分かれ討議が行われました。

各グループ討議でも、コロナ禍のもとで労働者の健康に関わる課題が出し合われ、提案された「コロ

ナ禍の働く人々の健康権プロジェクト（責任者：埴田副理事長、副責任者：田村理事長代行・清岡副理事長）」発足の今日的な意義が確認されました。

また、各地方センターにおける活動の発展強化と未確立県におけるセンター設立の援助活動を2本の柱とし、交流をすすめる活性化につなげていくため、これまでの「地方センター確立プロジェクト」を改組し「地方センター部会」として進めていくことも確認されました。

閉会にあたり、田村理事長代行から「去年は（コロナ禍のもと）出来ないことを考えがちだった、今年度は出来ることを考えて活動しよう」と全体を励ます挨拶で締めくくりました。

（全国センター 前田博史）

妊娠－出産し、死体遺棄罪で起訴されたベトナム人技能実習生 リンさんの刑事裁判

熊本・コムスタカー外国人とともに生きる会代表 中島 眞一郎

ベトナム人技能実習生（レー・ティー・チュイ・リンさん、以下、リンさん）は、2020年11月19日に死体遺棄容疑で熊本県警に逮捕されました。そして、同年12月10日に熊本検察庁により同罪で起訴されました。約2ヵ月間警察署で勾留されていましたが、2021年1月21日に、保釈金200万円で保釈が認められ釈放されました。

外国人技能実習生には日本の労働法が適用され、結婚や妊娠・出産を理由にした解雇は禁止。産前産後休暇や育児時間も保障されています。しかし、制度について実習生や現場に周知されず、一部の企業や管理団体が中絶や帰国を強いることもあります。熊本県内で外国人支援に取り組む「コムスタカー外国人とともに生きる会」には、県内の技能実習生や留学生から年間300件の相談が寄せられ、中には妊娠・出産の相談もあります。

情状酌量から無罪を主張へ

リンさんの保釈が認められたことで、これまで有罪を認めつつも情状酌量による執行猶予を得る方針から、リンさんの意思を踏まえて、無罪主張へ方針を変えたため、同年2月2日の刑事裁判の第一回公判は、裁判所の職権で取消しとなりました。そして、2月12日弁護側の無罪主張を受け、裁判所は公判前整理手続（証拠や争点整理）を行うことを決定しました。この刑事裁判で、無罪を認めさせていくために、弁護士を2人増やして3人の弁護士で弁護団を構成することになりました。

検察官の取調べや遺体の解剖結果によると、リン

さんは、2020年11月15日午前中に双子を出産しますが、死産か、直後に死亡というものでした。リンさんは泣き声もなく反応しない双子に名前を付け、弔いのことばを書いたメモを入れて、部屋にあった2つの段ボールを二重にしてその中にタオルにくるんで遺体

を入れ、ベトナム式に埋葬するつもりで、居室のキャスター付棚の上にその段ボールを安置していました。翌日午前

中に、雇用主が呼びに来て病院へ連れていかれます。出産後から病院へ連れていかれるまでの24時間ほどの行為が、死体遺棄罪に問われています。検察側は、リンさんが日本で認められている適法な葬祭義務に違反して、遺体を居室内に放置したと認定しています。しかし、弁護側は、リンさんはベトナム式に遺体を弔う意思で、遺体を箱に入れ居室内に安置していただけで、死体遺棄罪は成立しないと主張しています。



熊本県警東警察署

孤立出産に刑事罰は適用されるのか

この事件は、そもそも、死体遺棄罪が本件に適用できるのかという問題と共に、事件の背景に、帰国させられることを恐れて妊娠・出産を相談できない技能実習生の抱える問題、及び孤立出産する女性、特に死産の場合の刑事罰の適用の可否という重要な問題があります。

リンさんは、従前の実習先に「マスコミが取材に来て迷惑する」として継続的実習を断られたため、新しい実習先を見つけ、転籍の手続きをへて2021年2月下旬から技能実習を再開しました。

リンさんは、技能実習を継続しながら、刑事裁判の被告人として無罪を主張していくことになります。刑事裁判は、公判前整理手続きをへて、2021年6月以降に第1回公判が開かれる予定です。

コムスタカでは、リンさんへ刑事裁判の無罪を勝ち取るための寄付金を呼びかけています。弁護団の拡充や裁判の長期化に伴う裁判支援に使います。賛同いただける方は以下にご連絡ください。

呼びかけ団体：コムスタカ
—外国人と共に生きる会

連絡先：〒862-0950

熊本市中央区水前寺3丁目2-14-302
須藤眞一郎行政書士事務所気付
groupkumustaka@yahoo.co.jp



双子の遺体を安置した棚

緊急特別企画 特別発言「COVID-19流行と社会医学」

第61回日本社会医学学会総会

第61回日本社会医学学会総会が、3月26～28日にオンラインで、24～31日にオンデマンドで開催されました。メインテーマは「社会医学の未来をデザインする～歴史に学び、一隅を照らす」。講演やシンポジウム、市民公開講座とともに、新型コロナ感染症禍が続く下、緊急特別企画「COVID-19流行と社会医学」が企画されました。

社会医学と関連のあるさまざまな立場で活躍する8人の研究者や実践者が特別発言。石竹達也久留米大学教授の司会により企画は進められました。

公衆衛生の立場から 人として大切なこと

独協医科大学の小橋元教授は公衆衛生の立場から特別発言のトップバッターとして、コロナ禍に対していかに「みんなの取り組み」を進めるかの観点での発言でした。小橋教授は「公衆衛生学とは『みんなの人生、生活生命をまもる、みんなの取り組み』である」と日々の教育・研究に活躍しています。「新型コロナウイルスは、特定の人たちだけでなく世界中のすべての人々がそれぞれの立場で『一隅を照らして』『ワンチーム』で頑張らなければ成果につながらない。外出自粛により仕事が成り立たなくなり、業種など、医療従事者よりも悲惨な状況に耐えながら必死に頑張っている人もたくさんいる」と発言しました。そして、医療従事者等に向けられた「コロナ差別」は、情報の偏りが生んだ過剰な防衛行動かもしれないとし、「一人一人が正しい知識を身に付け、情報共有を行い、気持ちを強く持ち、互いに信頼しあい、それぞれの立場で『チームのために』最大限努力をすることが真の公衆衛生の実践につながる」と提起しました。



小橋元さん

労働衛生の立場から 「心理的側面」が深刻化

仙台錦町診療所の広瀬俊雄医師は、所属施設が産業医を担う19事業所において知りえた労働者が抱える矛盾・困難とストレス要因について発言しました。ストレスについて①心理的側面、②社会的側面、③身体的側面に沿って整理したところ、①心理的側面が特に目立っていました。コロナ禍において、緊急に要請された「在宅勤務」や「三密回避」「マスク・手洗い・換気」などについて必要性や基本的なやり方について伝える前に「やって当たり前」とな

り、「今までとの調整」「自分のやり方が正しいのか」「確認することが今更できない」など感染が長期化するにつれ、大きなストレスになっているとしています。感染対策として、急がなければいけない事態ではあるが、「丁寧な説明」「順を追った進め方」が不可欠としています。



広瀬俊雄さん

「未来の社会医学」を考える

枚方保健所所長の白井千春医師は、全国で約1割の保健所長が複数保健所を兼務していること、川崎医療福祉大学の波川京子教授は、保健所は昨年2月から、帰国者接触者センターの電話相談や健康観察、患者搬送など多忙を極め、保健所の通常業務である母子保健や精神保健にしわ寄せが行き、住民への予防活動が後回しになる危険性を報告しました。



白井千春さん

また、国立療養所^{おく}久光明園長の青木美憲医師はハンセン病の歴史から「うつる病気」への恐怖心と一人ひとりがどう向き合うかを問うこと、またコロナ特措法改正に罰則が設けられたことについて、社会を守るために個人に過度な制約が生じる恐れを指摘しました。

他に、南生協病院の田中勤医師が休校措置を取ったあとの中高生の状況、臨床社会薬害研究所の片平洸彦所長が医薬品行政研究からワクチンについて、浅川敬太弁護士が10年間医師として働いてきた経験から、医療と法律の関係性について報告しました。

8人の発言から「未来の社会医学」を考える企画となりました。

(全国センター 岡村やよい)

コロナ禍での 「いの健」地方センター活動交流会

7月3日(土) 13:30～16:30

Zoomを基本に行います。

※制約の多い時期が続きます。工夫した活動の「良いとこどり」をしましょう

各地・各団体のとりくみ

東京 「査定」という 労災打ち切りを撤回

千葉県柏労基署で「PTSD」と「腰椎椎間板症の増悪」で労災認定されたSさんは、昨年10月、突然4年前に遡り「腰椎椎間板症の治療」を打ち切られました。この打ち切りは、患者には一切知らされていず、病院も知りませんでした。

患者に知らされない理由は、PTSDの治療は継続していて、一部査定(腰椎椎間板症の打ち切り)したのみだから、患者への調査も通知も必要ないと言う柏労基署と東京労働局の不当な判断からでした。

患者がこの打ち切りを知ったのは、昨年10月、薬局から精神疾患、整形外科両方の薬剤費用が1年前から保留されていると聞いた時でした。薬局の支払いが止められたのはこれまでに3回もあり、そのつど労働局のミスとしてお詫びと再支給が行われ、今回で4回目でした。

東京労働局医療係、柏労基署に問い合わせたところ、はっきりした回答が得られないどころか、調査が進むうちに薬局だけでなく整形外科診療費も4年前から不支給のままにされていることが判明しました。薬局には最初の不支給時に再支給しながら病院



には不支給のままにしていました。その上、4年前の査定は正しいと労基署から最終の見解が出され、患者には病院と薬局から過去に遡って診療費、薬剤費約20万円の返済を求められました。

東京センターは、畑野君枝衆議院議員(日本共産党)に要望書を出し、査定という名目の打ち切りの撤回を求めたいと訴えました(写真上)。畑野議員は厚労省に事実調査報告を求め、3月5日に厚労省担当者2人が議員会館に赴き、調査の途中経過を議員に報告しました。

当日は畑野議員、秘書、記者、東京センター・色部祐副理事長、大角繁夫理事が参加。厚労省からのヒアリングでは、不十分な調査による療養費打ち切りであったことを認め、改めて調査と是正を約束しました。療養費は、3月末になって振り込まれ是正されました。(東京センター 大角繁夫)

社医研 手話通訳者への理解と支援を 高齢化・労働者性など課題に

私は日本手話通訳士協会の健康対策委員をしています。先日も3月7日に健康対策委員会を開き健康フォーラムのことや、機関誌「翼」への掲載記事(仕事の内容・治療の内容)について話し合いました。

今年度、全国センターの副理事長になられた埴田和史先生は、この手話通訳者の健康問題の第一人者で、「手話通訳者の健康管理マニュアル」や「ヒューマン手話通訳の発見—手話通訳者の健康とけいけん予防」という本も出されています。

最近、コロナ問題で各自治体の首長が、当該自治体の実態と対策を説明する時に、横で手話通訳者が、手話通訳している姿を目にするとします。また、大雨や地震の時の気象庁会見時も手話通訳者がついていて手話で会見内容を説明しています。専門的な用語も多く、写真の高井洋協会副会長がよく行っています。

手話通訳は、腕を上にあげて手話を表現するので首肩腕に負担がかかり、けい腕障害になりやすい労

働です。そのため厚労省も基準を決めていて、1998年に、各都道府県知事に対し、「1人の手話通訳者が連続して通訳する時間は1時間以内にすること」「なお講演会等の場合は30分以内にすること」という通達を出しています。



また2013年には、厚労省が各自治体の長に対して「市町村長は、この事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない」との通達を出しています。

いま手話通訳者は、医療機関での手話通訳、災害活動の援助の問題などの困難もかかえています。そのため健康を守るための学習活動も活発です。私も昨年は7カ所で実施しました。手話通訳者も高齢化・健康問題・労働者性など様々な問題を抱えています。ぜひご支援をお願いします。

(社会医学研究センター 村上剛志)

各地・各団体のとりくみ

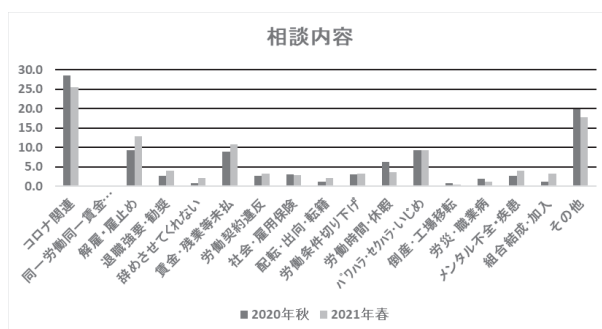
全労連

非正規・女性・学生もためらわず相談を 全国いっせいホットライン

全労連は3月2日に全国いっせいホットラインに取り組みました。このホットラインは毎年春と秋に実施していますが、今春は長引くコロナ禍のもと雇用環境が悪化していることから年度末の雇い止めなどの相談に対応しようと「コロナ禍での解雇・雇い止めは許さない!非正規・女性・学生もためらわず電話しよう!労働相談ホットライン」と位置付けました。すべての地域で10時から20時までの開催をめざし、やむをえず20時前に終了する地域の電話は全労連で受ける体制を確保し実施しました。その結果、前年秋よりも30件多い合計で231件の相談を受けることができました。

相談内容で最も多かったのが「コロナ関連」で25.6%、ついで「その他」17.8%、「解雇・雇い止め」13%、「賃金・残業代未払い」10.7%、「パワハラ・セクハラ・いじめ」9.3%の順となりました(複数カウント有り)。前年秋と比べ、「解雇・雇い止め」の相談3.6ポイントが増え、年度末となり雇用不安を抱える労働者からの相談が多い結果となりました。

「タクシー乗務員をしているがコロナの影響で収入が半減。給付金制度はないか」「コロナで勤務が



少なくなった。昨年の4～5月は休業手当がでたが今は出ていない。年金月3万では生活していけない」など、いまだに事業所が雇用調整助成金を活用した休業補償をしてくれないとの相談が続いています。シフト制で働いていたアルバイトの学生が個人の休業支援金を3回申請したが3回とも却下されたとの相談もありました。「国の雇用調整助成金が3月末までなのでそこで雇止めと言われた」「希望退職に応じて退職したが、実態はコロナによる退職強要だった」「これまで休業に対す保障は社員は100%もらっていたが、これからリストラも行なわれる予定」と解雇・雇い止めの相談も多く寄せられました。

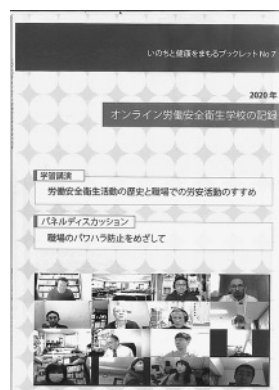
1年たってもコロナ関連の相談は減っていません。これからも雇用の確保・生活の安定をめざし相談者に寄り添っていききたいと思います。

(全労連 仲野 智)

いのちと健康をまもるブックレット7

『オンライン労働安全衛生学校の記録』

2020年11月にいのち健北海道センターが開催した「労働安全衛生学校」の記録です。学習講演は全労働北海道支部の田口恭平書記長による「労働安全衛生活動の歴史と職場での進め方」。その後のパネルディスカッションは「職場のパワハラ防止を目指して」と題して、川村雅則北海学園教授をコーディネーターに、過労死を考える家族の会、弁護士、全労働、福祉施設管理者の5人が報告しました。



北海道センター発行

職場環境改善には、パワハラ防止が最も重要な課題になっています。労安活動の強化のためにぜひお読み下さい。

(注文先 TEL: 011-825-4032 頒価100円)

残された妻の過労死防止法実現への記録

『あなたの大切なひとを守るために』

中学校の教諭だった夫を過労死で亡くし、認定基準の厳しい時代に、公務災害を求めてたまたった妻の記録です。

前半は、必死の覚悟を固め歴史的な勝利を勝ち取るまで。後半は、東京、全国、神奈川での



中野淑子著 旬報社

「過労死を考える家族の会」の結成。そして、過労死防止法制定運動と制定後の活動など貴重な記録が記されています。歴史と思いを確認して、力にしてくれる一冊です。

(注文先 (旬報社))

TEL: 03-5579-8973

定価1430円)

本の紹介

シフト制勤務の悪用・濫用を許さず規制強化を

労働法制中央連絡会 批判検討会

労働法制中央連絡会は3月25日、今年度2回目となる批判検討会を開催。「非定型的シフト制契約労働の問題点と対策」をテーマに、オンラインを含め42人が参加しました。

報告①現状と問題点 EUにおける対応

労働法制中央連絡会 事務局長 伊藤圭一

「使用者に勤務日数や労働時間数を削減されながら、休業手当の請求権が認められない事件が多発している。相談事例からは、『休業手当支払いのがれ』のほか、『シフトゼロ（無給）による事実上の解雇』、『直前のシフト決定による自由時間の拘束』、『労組加入者へのシフト削減による職場からの排除』等、悪用の広がりが見えてくる。法規制が必要だ。皆で議論したい」

報告②シフト制勤務の規制について

自由法曹団 弁護士 中村和雄

「法律に労働時間の下限規制がないなか、働く日や時間帯が予め決まっていなかった完全シフト制にどう規制をかけるか。まず憲法が保障する『勤労の権利』は生活可能な勤労でなければならない（13条・27条）。完全シフト制は『始・終業時刻』を明示せず、使用者が一方的にシフトを決めている点で現行法からみても問題がある。そこで、①労基法15条1項に『下限労働時間・最低保障労働時間・最低保障賃金』を加え、②前項を施行規則で明示すべき事項と

して行政指導を徹底、
③ハローワークの求人票への①の記載の徹底を求めているかどうか」

質疑・討論

○労基法

15条に加え、89条の就業規則の必要記載事項に、最低保障労働時間等を加えてはどうか。

○労働時間の下限を設定すると、労働がそれを下回った時、損害賠償が発生しないか？「希望すれば」という留保が必要か。また、下限規制をかいくぐるための日雇い派遣などが広がることも懸念される。
○求人サイトに登録して仕事をするケースに問題が多い。規制するべきだ。ハローワークでは受け入れられない様なひどい内容が多い。大手求人情報誌に申し入れをしてはどうか。

などの意見が出されました。健康で人間らしい働き方を守るために、いのちと健康としても制度の濫用や悪用を許さない立場で注視していくことが求められます。（全労連 井之上 亮）



中村和雄弁護士



当日資料・
動画はこちら

私の一冊 ⑦ 福祉保育労 山田敦子 『写真で伝える仕事』

フォトジャーナリスト・安田菜津紀さんの著作で、「人が生きる限りそこには必ず『日常』がある。でも、もしそんな『日常』がある日突然奪われてしまったとしたら……。そのとき、私たちには一体何ができるのでしょうか？」という問いかけから始まります。著者が『写真で伝える仕事』を選んだきっかけや、取材で訪れた世界各地で触れ合ってきた子どもたちの思いを中心に、各ページに写真と写真にまつわるエピソードがその国の情勢なども含めわかりやすく書かれています。

紛争や災害等のニュースでショッキングな映像には目を奪われますが、テレビやネットで毎日たくさんのニュースが流れる中で、多くの人はすぐに遠くの出来事になってしまうのではないのでしょうか。

著者が「無知が人の心を傷つける」と実感をした体験や、イラクの友人の「あなたが沈黙してしまったら、世界はどうなるのでしょうか？その沈黙が集まり、様々な声をないものとして扱ってきたのが今の

世界の姿なんです」という言葉で、沈黙ではない道を選びたいと強く感じたこと、「NEWS」は「新しく起きたこと」を伝えるのが基本のため、本来は長引くほどに、問題の根っこがより深くなってしまいうにも関わらず、時と共に光が当たらず声が届かなくなってしまふことが多い。自ら声を出すのが難しい人々を「置き去りにしない」ために伝える続けること、などもつづられています。

あらためて、学ぶこと、沈黙しないことの大切さを考えさせられた一冊です。帯には「これからの時代を生きる中学生・高校生へ」と記されていますが、大人にも読んで欲しい本です。



安田菜津紀著 日本写真企画

つながることが生きることにつながる



—女性による女性のための相談会—

コロナ禍は、現代社会が抱える問題を浮き彫りにしました。「利潤第一主義」の資本主義の中で、新自由主義が広がり、全ての分野で雇用・解雇の規制緩和や公務員削減と、社会保障の改悪が進められました。このことは保健所が1992年からの28年間に383ヶ所削減されたこと、感染症指定病床が15042床から1819床とされたことを見れば一目瞭然です。また、感染拡大は、社会に大きな格差=差別をもたらしました。一部の人が高額所得を得る一方、エッセンシャルワーカー等は、正当な評価を受けられず低賃金で差別的な位置に置かれている状況も浮き彫りになりました。

女性の視点をいかした相談会にしたい

女性による女性のための相談会は、年末年始の相談会に、多くの女性が訪れたこと、会場近くまできたものの相談場所に入ることが出来ない人がいたこと、支援物資に偏りがあったこと等から、女性の視点で計画立案し、相談者が安心して来られるような会を企画することにしました。

1月中旬に女性有志による実行委員会が発足。弁護士・市民団体・労働組合専従が主となって、毎週、実行委員会を開き準備をすすめました。また、ツイッターでの呼びかけや、インターネットカフェ、24時間保育所、カラオケ店へのチラシ配布等を実施。事前記者会見、東京都への要請、様々な繋がりをいかした物資支援の依頼も積極的に行いました。

125人が相談に

3月12～13日の相談会当日は、悪天候の中125人が相談に訪れました。全労連は会場の新宿区立中央公園に女性部を中心に23人が参加しました。相談に訪れた人はまずカフェエリアに案内。その後、生活支援員やDV相談員、保育士、看護師、保健師、弁護士などに相談を寄せて頂きました。またマルシェに、様々な物資の他、衣類、生理・衛生用品、基礎化粧品などを準備し希望する品を渡すことができました。



「もやしと豆苗でもう限界」

相談会に訪れたのは20～80歳台まで幅広い世代。親子連れの人もありました。相談者からは「コロナで解雇され、もやしと豆苗で食いつないできたがもう

限界」「親からの虐待があり扶養照会をされるのが怖い」「夫の暴力で離婚したい」「具合が悪いが病院受



診した場合の費用が不安」等、たくさんの声が寄せられ、生活保護の申請につながった人もいました。

女性を雇用の調整弁に。自殺者数も過去最高

日本の労働力調査（2月度）では、女性の非正規労働者は前年同月比89万人減。減少幅は過去最大です。野村総合研究所は、仕事が半分以下に減り休業手当が出ないバイトを「実質的失業者」と定義づけ、女性103万人、男性43万人存在するとしています。女性は雇用の調整弁と扱われていることがわかります。加えて女性の自殺者は531人（厚労省2月。前年比98人増）と、昨年6月以降9カ月連続で前年を上回っています。コロナ禍で悩みや不安が長期化していること、雇用情勢の悪化が要因と考えられます。

ジェンダー指数120位は先進国中最下位

3月30日には、2021年のジェンダーギャップ指数が発表されました。日本は156カ国中120位で、特に政治分野での社会進出の遅れが目立ち、先進国の中では最下位です。ジェンダーギャップを埋めることは、女性の人権問題であると同時に、経済発展にとっても重要との指摘もあります。

憲法をいかし、国民のいのちを守る政治家を選ぼう

実行委員会では総括として、相談会を今後も何らかの形で行うことを目標に、定期的な学習会を検討しています。しかし、ボランティア活動には限界があります。憲法25条にあるように国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があります。

ジェンダー平等上位国のリーダーは女性です。女性の視点で行う政策は誰もが安心した生活が送れるものです。その実現のためには、声をあげ共に行動をする仲間を増やすことです。そして、1人でも多くの人が選挙に行き、ジェンダー平等の視点に立ち、国民の命を守る政治家を選出することが必要です。

(全労連女性部事務局長 寺園通江)